

がん対策の推進

担当 疾病対策課 がん対策担当
内線 3553

1 目的

本県のがんの実態把握や、がん検診の受診促進、がん検診精度の向上により、がんの早期発見・早期治療に繋げるとともに、がん医療提供体制の充実を図るほか、若年がん患者への支援を行うなど、がん対策を総合的に実施する。

2 予算総額 274,623千円

3 事業概要

(1) がん対策の推進 12,688千円

- ア がん検診の受診を勧める「がん検診受診推進サポーター」、「県民サポーター」を養成するとともに、市町村がん検診の精度向上を支援する。
- イ 小・中・高生を対象としたがん教育出前講座を開催する。
- ウ ピアサポーター（がん治療体験者）の派遣による相談を実施する。
- エ 企業経営者向けにがん患者の就労に関する啓発講座を開催する。

(2) がん医療提供体制の充実・強化（一部新規） 202,818千円

- ア 地域がん診療連携拠点病院（11病院）の質の高い医療提供体制の充実を図る。
- イ 在宅医療従事者にも対象を広げた緩和ケア研修を開催し、在宅における緩和ケアの充実を図る。（新規）

(3) 小児・AYA世代の若年がん患者への支援 41,449千円

*AYA世代とは、「Adolescent and Young Adult」の頭文字で、思春期世代と若年成人世代の15歳から39歳の若い年代を指す言葉

- ア 小児がん治療施設に設置したTV会議システムを運用する。
- イ 長期入院を要する高校生に対する在籍校と連携した学習支援を実施する。
- ウ 将来の子供を産む可能性を残す妊孕性温存治療への助成を行う。
*妊孕性（にんようせい）温存治療とは、がん治療等により将来妊娠の可能性が消失しないよう生殖能力を温存するための治療のこと

(4) がん登録の実施とデータの活用 17,668千円

- ア がんの実態を把握・分析するため、国内統一基準で全ての病院等の協力により、がん登録を推進する。
- イ がん登録データを活用し、がん検診の精度を評価する。

がん検診受診率向上の推進

担当 疾病対策課 がん対策担当
内線 3553

1 目的

がんは早期発見・早期治療により死亡率の低減が図れることから、早期発見に必要ながん検診の受診率を向上させる。

また、職域におけるがん検診の受診推進を通じて、事業者が従業員等の健康管理を経営的視点から考え、健康経営に取り組む意識に繋げることにより健康経営の普及促進を図る。

2 予算総額 116,577千円

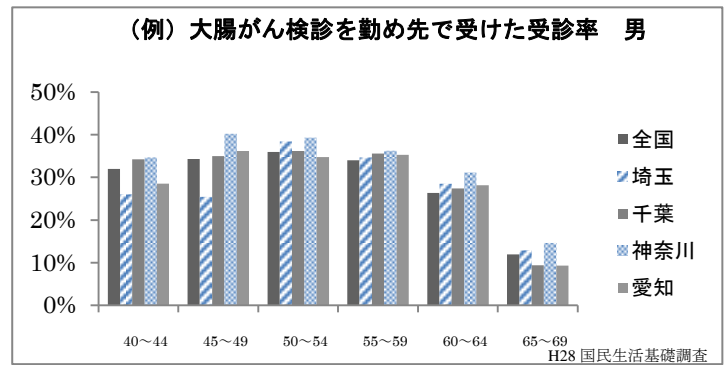
3 事業概要

(1) 成果連動型事業所インセンティブ事業

105,599千円

事業者に対し、従業員にがん検診の受診勧奨をしてもらうよう働きかけ、健康経営の推進と併せ、県全体のがん検診受診率向上を目指す。

受診勧奨にあたっては、がん検診受診率が低い40歳代のがん検診の受診件数について、前年度に比べてその増加数に応じて、インセンティブを付与する。



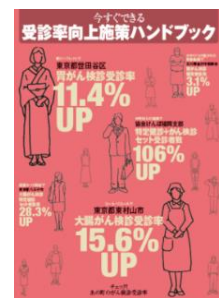
40歳代男性の勤め先での受診率が低い

(2) 個別受診勧奨事業

5,605千円

県内の健康保険組合に加入する事業所のうち被保険者が30人未満事業所の40歳代の従業員に対し、国立がん研究センターの受診勧奨モデルを活用した個別受診勧奨を健康保険組合との連携により実施する。

国立がん研究センター
受診勧奨モデル



(3) 職域がん検診実施状況調査事業

4,333千円

県内の4,000事業所等及び41医療保険者を対象にがん検診の実施状況、対象受診率及び受診率向上の課題などを調査する。

(4) 市町村がん検診データ分析事業

1,040千円

市町村のがん検診受診率向上の取組とその効果について分析を行い、受診率向上に有効だった取組を市町村へ周知し普及する。

がんワンストップ相談の実施

担当 疾病対策課 がん対策担当
内線 3553

1 目的

がん患者を対象に治療、就労、経済、メンタル面など幅広い悩みにワンストップで対応するため、多職種による相談事業を埼玉産業保健総合支援センターとの連携により開催する。

特に、就労中のがん患者が仕事の帰りに立ち寄って相談できるよう、県内の主要駅近くの会場で夜間の相談会を開催する。

2 予算総額 4,043千円

3 事業概要

(1) 相談頻度等

月2回 17:30～20:30
平成31年7月から開始予定

(2) 会場

独立行政法人労働者健康安全機構埼玉産業保健総合支援センター（さいたま市浦和区）

(3) 相談対応職種

医師、看護師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、両立支援促進員、がん経験者等

なお、両立支援促進員（社会保険労務士等の有資格者）は埼玉産業保健総合支援センターで対応。

その他の医療従事者は、がん診療連携拠点病院の協力を得て確保。

(4) その他

相談の結果、職場との調整が必要となった場合は、本人の同意を得て、両立支援促進員が個別支援を行う。

